

## 用地取得の進捗状況等について

平成30年9月30日現在

事業名称 (事業認可単位)	用地取得		着工予定時期	完成見込み時期	事業の状況並びに事業期間延長の場合にはその理由及び対応策等
	用地幅杭打設終了の時期	用地取得率			
該当区間なし					

### 【公表内容について】

- 情報の公表に当たっては、平成15年7月31日付け中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ『公共事業に係る事業認定等に関する適期申請等について』に準拠しています。  
これにより、公表の対象となる事業は、**1つの都市計画事業認可単位における用地取得率が80%を超えたもの又は1つの都市計画事業認可単位における用地幅杭打設完了から3年を経過した事業**を対象としています。
- 「事業名称」とは、都市計画事業認可における名称をいいます。
- 「用地幅杭打設終了の時期」とは、事業のために買収又は権利設定等に必要となる用地の範囲が確定する時期のことであり、その後、用地取得を開始します。
- 「用地取得率」とは、事業のために買収又は権利設定等に必要となる用地面積全体に対する契約済みの用地面積の割合をいいます。
- 「完成見込時期」とは、現時点での見込みをいい、都市計画事業認可を得ている事業施行期間満了時期をいいます。